



国民健康保険税 条例の一部改正について

国民健康保険税の課税区分の変更、税率などの改定、課税限度額の改定などを行います。

〔国民健康保険の健全な財政運営のために〕

去る5月14日に開催されました「平成20年第1回高浜市議会臨時会」において、高浜市国民健康保険税条例の一部改正が可決されましたので、その概要をお知らせします。

① 課税区分の見直し（後期高齢者支援金など課税額の増額）

今回の改正は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の課税区分に新たに「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき国民健康保険が負担する「後期高齢者支援金など」の納付に要する費用に充てるための「後期高齢者支援金など課税額」を追加

することとしております。

この「後期高齢者支援金など」とは、長寿医療（後期高齢者医療）制度の実施に伴って、高齢者の医療の確保に関する法律により定められた国民健康保険を含む各医療保険者（現役世代）の支援金で、長寿医療（後期高齢者医療）の医療費の4割を負担するものとなっております。

このうちの高浜市の国民健康保険が負担すべき財源を賄うために課税させていただく税が、後期高齢者支援金など課税額となります。

後期高齢者支援金など課税額は、基礎課税額（医療分）と同様、所得割額、資産割額、世帯別平等割額および被保険者均等割額によって課税させていただきます。

② 国民健康保険税の税額・税率・課税限度額の改定

国民健康保険は、だれもが安心して必要な医療を受けられるよう、すべての人が何らかの医療保険に加入する「国民皆保険」の中心となる制度で、被保険者の皆さんの相互扶助によって成り立っており、被保険者の皆さんにご負担いただく「国民健康保険税」を主な財源として運営しております。

平成19年度までの国民健康保

険税の各税率などにつきまして、基礎課税額（医療分）については平成11年度から9年間、介護納付金課税額（介護分）については、平成12年度の税区分の新設以来8年間、据え置かせてまいりましたが、その間、少子・高齢化社会の到来による被保険者の高齢化や医療技術の高度化などに伴って、医療費などが年々増加の一途をたどる中で、これまで蓄えてきた貯金（支払準備基金）から不足する財源

を補いながら、なんとか収支のバランスをとってきました。しかし、医療費などを補うための支払準備基金の残高は、平成19年度末現在で約1,925万円と、1か月分の急激な医療費の増加にも対応できない状況にあり、現在の税率のままでは、平成20年度において大幅な歳入不足となることが見込まれ、増え続ける医療費などを賄うだけの財源を十分確保できない状況に追い込まれることとなります。

このような中で、高浜市の国民健康保険を将来にわたって持続可能なものとしていくために、最低でも向こう3年間は、できればその先まで同一の税率で運営することができるよう、今回、次のとおり基礎課税額（医療分）および介護納付金課税額（介護分）に係る税率などを改定するとともに、課税区分ごとの課税限度額について、地方税法施行令に定められている額への改定

別表① 課税区分ごとの税率などの改定状況一覧

現行	改定後
① 医療分 ア 税率 ・所得割 5.8% ・資産割 26.0% ・均等割 23,400円 ・平等割 22,200円 イ 限度額 53万円	① 医療分 ア 税率 ・所得割 5.5% ・資産割 20.0% ・均等割 23,400円 ・平等割 22,800円 イ 限度額 47万円
	② 後期高齢者支援金分（新規） ア 税率 ・所得割 1.8% ・資産割 5.0% ・均等割 7,200円 ・平等割 6,600円 イ 限度額 12万円
② 介護分 ア 税率 ・所得割 0.69% ・資産割 3.50% ・均等割 5,200円 ・平等割 3,300円 イ 限度額 8万円	③ 介護分 ア 税率 ・所得割 1.4% ・資産割 3.0% ・均等割 9,600円 ・平等割 7,800円 イ 限度額 9万円